

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、中期財政フレームを踏まえた地方財政の全容を早期に提示すること。
2. 「財政運営戦略」においては、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化が財政健全化目標とされているが、その推進に当たっては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、「財政運営戦略」に則り、まず国が行政改革に取り組むとともに、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、地方に負担転嫁しないこと。
3. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に「国と地方の協議の場」等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続上の過大な負担が生じることのないようにすること。
4. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。